

## 札幌市青少年山の家引率者使用料取扱要領

平成17年10月14日教育長決裁

## (目的)

第1条 この要領は、札幌市青少年山の家条例（平成元年条例第19号。以下「条例」という。）第5条第1項別表に定める引率者使用料について必要な取扱いを定めることを目的とする。

## (引率者の範囲)

第2条 条例第5条第1項別表に定める引率者は、次の各号に掲げる範囲の者とする。

- (1) 5人以上の中学生以下の者又は高校生を引率して青少年山の家を使用する者
  - (2) 5人以上の中学生以下の者及び高校生を引率して青少年山の家を使用する者
- 2 前項の引率者の取扱いにあたっては、使用者の過半数が中学生以下の者又は高校生で構成される団体に適用するものとする。
- 3 条例第5条第1項別表の引率者の使用料を適用する者は、第1項の中学生以下の者及び高校生の人数の2割に相当する人数を上限とし、1名未満の端数は切り捨てるものとする
- 4 中学生以下の者及び高校生を併せて引率して青少年山の家を使用する者は、条例第5条第1項別表の高校生の引率者の使用料を適用するものとする。
- 5 条例第5条第1項別表備考3に掲げる使用者の主たる構成員が中学生以下の者である場合とは、中学生以下の者及び高校生のうち、中学生以下の者が7割以上で構成される団体について適用するものとする。

## (その他の者の範囲)

第3条 条例第5条第1項別表に定めるその他の者は、次の各号に掲げる範囲の者とする。

- (1) 途中で入退館する成人の使用者で、前条第1項に掲げる引率者とは認めがたい者
  - (2) 特定の使用者を介護、付き添いする目的で青少年山の家を使用する成人の使用者
  - (3) 営利を目的とした付添者やカメラマンなど使用者から要請された成人の使用者
  - (4) 家族、親族などで構成される団体
  - (5) 使用者の過半数が成人で構成される団体
- 2 前項第1号の途中で入退館する成人の使用者で、日帰りで短時間の補助的な指導にあたる目的で青少年山の家を使用する者の使用料の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（ただし大学を除く）及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設が宿泊学習などで青少年山の家を使用する場合に、日帰りで短時間の補助的な指導にあたる教諭については、その活動が山の家の使用にあたらぬものとみなし、条例第5条第1項別表に定める使用料の適用除外とする。
  - (2) 前号の使用者にかかる使用申込みについては、条例第4条第1項に定める使用承認の対象外とし、補助的指導者使用申込書（別紙様式）を提出させることとする。
- 3 第1項第2号の介護、付き添いを目的とする使用者の使用料の取扱いについては、札幌市青少年山の家使用料減免取扱要領（平成7年教育長決裁）の定めるところによるものとする。

## 附 則

この要領は、平成17年10月14日より施行する。

○学校教育法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

(学校の範囲)

第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾ろう学校、養護学校及び幼稚園とする。

○児童福祉法

(昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号)

(児童福祉施設)

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。